

京都市告示第 163号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年4月4日

京都市長 榊本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科西野緯11 号線	山科区西野櫃川町74番地の40地先 同町34番地地先		

(建設局道路部道路明示課)